

次亜塩素酸ソーダ仕様書

本仕様書は、秋田市汚泥再生処理センターのし尿処理施設で使用する次亜塩素酸ソーダの購入について適用するものとする。

1 一般事項

- | | |
|----------------|----------------------------------|
| (1) 品名 | 次亜塩素酸ソーダ |
| (2) 用途 | 脱臭用 |
| (3) 納入場所 | 秋田市向浜一丁目13番1号
(秋田市汚泥再生処理センター) |
| (4) 契約期間 | 令和6年4月1日から
令和7年3月31日まで |
| (5) 規格 | 12%溶液 比重1.14 |
| (6) 搬入荷姿 | タンクローリー |
| (7) 予定使用量 | 18,000kg |
| (8) 一回当たり平均発注量 | 2,500kg |
| (9) 発注頻度 | 約7回／年 程度 |
| (10) 最小発注単位 | 1kg |
| (11) 同等品を可とする。 | (日本水道協会規格によるもの) |

2 特記事項

- (1) 受注者は、労働安全衛生法および関係法令を遵守すること。
- (2) 受注者は、年度初納入時にSDS（安全データシート）を提出すること。
- (3) 受注者は、納入ごとに薬剤の成分分析表を提出すること。
- (4) 受注者は、納入ごとに薬剤の納入重量および体積を書面にて報告すること。
- (5) 納入時、受注者の原因で設備等を破損した場合には、その責任で修理、復旧すること。
- (6) 発注予定数量が不確定であるため、最小発注数量当たりの単価契約とする。
- (7) 最小発注数量当たりの単価に消費税および地方消費税の額を加算した金額を契約単価とする。
- (8) 秋田市が、契約業者から適法な支払請求書を受け取った日から30日以内に、秋田市が契約業者へ代金を支払うものとする。